

青森県報

号外第四十一号

平成二十四年
六月十五日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………（事務局）…

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年六月十五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 前 田 廣 臣

一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用し、行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合はこの限りでない。

1 制限海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線

以西の青森県西部海区管内の海域

2 制限期間

平成二十四年七月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の承認

一において、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用してまぐろはえなわ漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに、委員会が別に定める平成二十四年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）により承認を受けなければならない。

1 承認海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 承認期間

平成二十四年七月一日から同年十二月三十一日まで

3 承認対象者

（一）平成二十一年から平成二十三年までの間において、委員会による西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の承認に基づき操業し、まぐろの漁獲実績を有する者

（二）委員会が特に認めた者

4 承認証の交付

委員会は、承認したときは、まぐろはえなわ漁業操業承認証（様式第二号）を交付する。

5 承認の取消

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消することができる。

6 操業者の遵守事項

（一）承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。なお、協定締結当事者は、各漁業を営む者で構成する団体の代表者とする。

（二）承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要と認めるときには、当該漁業者間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

（三）承認を受けた者は、船舶を編成しなければならない。

（四）承認を受けた者は、当該漁業を操業しようとするときは、当該船舶に承認証

を備え付けておかなければならない。

(五) 承認を受けた者は、当該漁業の操業期間中標識（様式第四号）に承認番号を記載したものを当該船舶の船橋楼両側面の見やすい場所に表示しなければならぬ。

(六) 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、一の制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。

ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

(七) 承認を受けた者は、操業終了後委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

(八) 承認を受けた者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

平成二十四年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

承認の申請をする者は、まぐろはえなわ漁業操業承認申請書（様式第一号）により二部作成し、次に掲げる書類を添えて委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一の一青森県庁内）に提出しなければならない。

この場合において、県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）にあっては、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出し、また、県外に住所を有する者（以下「県外者」という。）にあっては、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、その所在地を所管する都道府県知事の副申を添えて提出しなければならない。

1 申請理由書

2 漁船原簿謄本（県内者は除く。）

3 備船の場合は、船舶使用承諾書（印鑑証明書を添付したものに限る。）

4 共同経営の場合は、代表者選定届（様式第三号）及び共同経営に係る契約書の写し

5 その他委員会が必要と認めた書類

二 承認の申請期限

申請期限は、委員会指示発動の日から操業着手十日前までとする。

三 操業区域について

承認の申請をする者は、他種漁業を営むものとの間で操業協定を結ぶ各団体が判るよう協定上の操業区域を様式第一号に記載する。

四 承認証の交付

委員会が承認したときは、様式第二号による承認証を、陸揚港で当該船舶並びに漁具を確認の上、承認申請者又は操業責任者に交付する。

また、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合に、県外者にあつてはその者の申請を取りまとめた都道府県知事にその旨を通知する。

五 標識の様式

船体に表示する標識は、様式第四号とする。

六 承認証の書換

承認証書換交付の申請書は、様式第五号によるほか、その手続については一から四までの規定を準用する。

七 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、様式第六号により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続については一から四までの規定を準用する。

八 漁獲成績報告書の提出

承認を受けた者は、当該漁業終了後三十日以内に、まぐろはえなわ漁業漁獲成績報告書（様式第七号）を、委員会事務局に提出しなければならない。

この場合において、県内者にあつては、その者が所属する漁業協同組合において一括して取りまとめ、県外者にあつては、その所在地を管轄する都道府県において取りまとめの上（水揚げ伝票を添付したものに限る。）、提出するものとする。

九 留意事項

青森県西部海区管内において、まぐろはえなわ漁業に使用する自家用釣餌用するめいかを漁獲する場合は、青森県知事又は青森県西部海区漁業調整委員会長から、当該年度において有効な小型いかつり漁業（するめいかを目的にする漁業に限る。）又は自家用釣餌用いかつり漁業の許可又は承認を受けること。

様式第 1 号

平成24年度まぐろはえなわ漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

申請団体名

私達は、平成24年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領に基づき、下記のとおり申請します。

承認番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機の種類及び馬力数	電波機器等の有無及びその種類	操業区域(協定上)	操業期間	所属港	陸揚港	所属船団名	前年度承認番号	申請者		
												住所	氏名	印
					電話 W その他									

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 横長とする。

様式第 2 号

まぐろはえなわ漁業操業承認証			
住 所			
氏名又は名称			
承認番号	青西海調認まぐろはえなわ第 号		
操業区域	青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内海域		
操業期間	平成24年 月 日から平成24年12月31日まで		
陸揚港			
船 名	船名		
	漁船登録番号		
	総トン数	トン	
推進機の種類及び馬力数	(馬力又はkW)		
平成 年 月 日	青森県西部海区漁業調整委員会長 印		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式第3号

代 表 者 選 定 届

年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

印

印

下記のとおり 年 月 日付けで承認を申請したまぐるはえなわ漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。

記

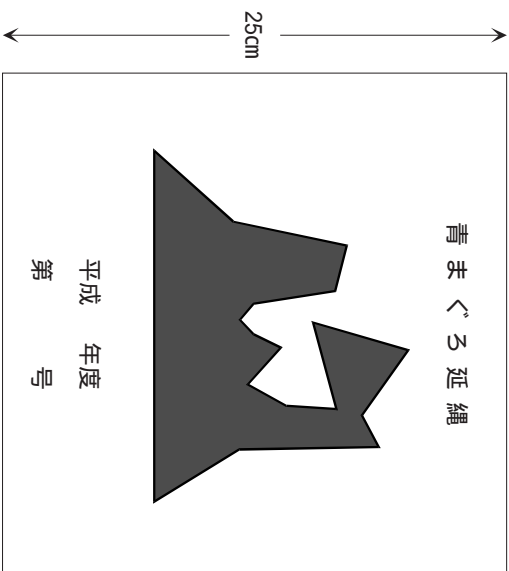
代表者

住 所
氏 名

- 注 1 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式第4号

25cm



文字・数字 黒色
 地 形 図 赤色塗りつぶし
 余 白 白色

様式第5号

平成24年度まぐろはえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名 印

まぐろはえなわ漁業の操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 青西海調認まぐろはえなわ第 号

2 承認年月日

3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

様式第6号

平成24年度まぐろはえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名 印

まぐろはえなわ漁業の操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 青西海調認まぐろはえなわ第 号

2 承認年月日

3 亡失（き損）の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

